

手数料

18,200 円

ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同表の右欄に掲げる額に減額されます。

減 額 さ れ る 場 合	減 額 後 の 手 数 料
23歳未満の者（受検する日の属する年度に23歳に達した者を含み、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）であって受検の申請時に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（2において「被保険者」という。）であるもののうち、在校生等（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発総合大学校の訓練生（短期間の訓練課程の訓練を受ける者及び事業主に雇用される者を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに準ずる教育施設の生徒若しくは学生をいう。以下同じ。）である者が3級の実技試験を受検する場合	3,100円
2 23歳未満の者であって、被保険者であるものが3級の実技試験を受検する場合（1に掲げる場合を除く。）	9,200円
3 23歳未満の者であって、在校生等であるものが3級の実技試験を受検する場合（1に掲げる場合を除く。）	7,600円
4 在校生等が3級の実技試験を受検する場合（1及び3に掲げる場合を除く。）	12,100円
5 23歳未満の者が3級の実技試験を受検する場合（1から3までに掲げる場合を除く。）	13,700円